

新日本ホイール工業株式会社

環境活動レポート

対象期間：2014年1月～3月（臨時）



承認	確認
 14.5.30	



作成年月日：2014年5月30日
新日本ホイール工業株式会社

I 事業概要

1. 事業所名及び代表者名

新日本ホイール工業株式会社

代表取締役社長 大田 義雄

2. 所在地

○本社・都田工場

〒431-2103 静岡県浜松市北区新都田四丁目1番2号

○引佐工場

〒431-2212 静岡県浜松市北区引佐町井伊谷2370番地

3. 環境管理責任者名及び連絡先

環境管理責任者 : 鈴木 学 (取締役)

E21事務局 : 山本 浩司 (管理部)

T E L : 053-428-4551 F A X : 053-428-4541

4. 事業の内容

○農業機械・産業機械・四輪バギー用ブレーキ・クラッチの設計、開発および製造販売

○二輪用アルミニウムホイールの塗装、加工、組立までの一貫製造 (引佐工場のみ対象事業所外)

5. 事業規模

売 上 高 : 1,622百万円 (都田工場のみ 2013年度「平成25年度」)

従 業 員 : 55人 (都田工場のみ 役員・派遣社員等含む)

床 面 積 : 4,088㎡ (都田工場のみ)

事業年度 : 4月～3月

6. 対象範囲

登録事業者名 : 新日本ホイール工業株式会社

対象事業所 : 本社・都田工場

対象外 : 引佐工場 ※4年後の更新迄に拡大予定

Ⅱ 環境方針

基本理念

新日本ホイール工業(株)は、地球環境の保全が人類共通の重要課題と自覚し、環境に調和した事業活動に取り組みます。

基本方針

当社は、静岡県西部に位置し、二輪車用ホイール・ハブ並びに農業機械用ブレーキ・クラッチなどを設計・開発・製造し、その製品は納入先で完成商品となり、全世界に輸出されています。このような事業活動をふまえて地球環境の保全に必要な組織と仕組みを構築し、関係する各種法規制等の遵守はもとより、目的を定めて継続的な改善に努めます。なお、本方針は一般に入手可能と致します。

目的・目標：

グリーン調達・グリーン購入の推進
環境負荷物質の使用削減
省エネルギーの促進
省資源化の促進
廃棄物の削減

1. 環境保全に関する活動は技術的かつ経済的に可能な範囲で、関連する各部門において環境目的・目標を設定し、環境活動を推進します。
2. 関係する法規制およびその他要求事項を遵守し、環境汚染の防止に努めます。
3. 環境マネジメント(環境経営)システムおよび目的・目標は、変化する状況を反映して定期的に見直し、継続的改善を図ります。
4. 必要な教育訓練により、この方針の周知と環境保全意識の向上に努め、全社員参加の活動を展開します。

制定日：2001年 8月1日

改定日：2014年 1月1日

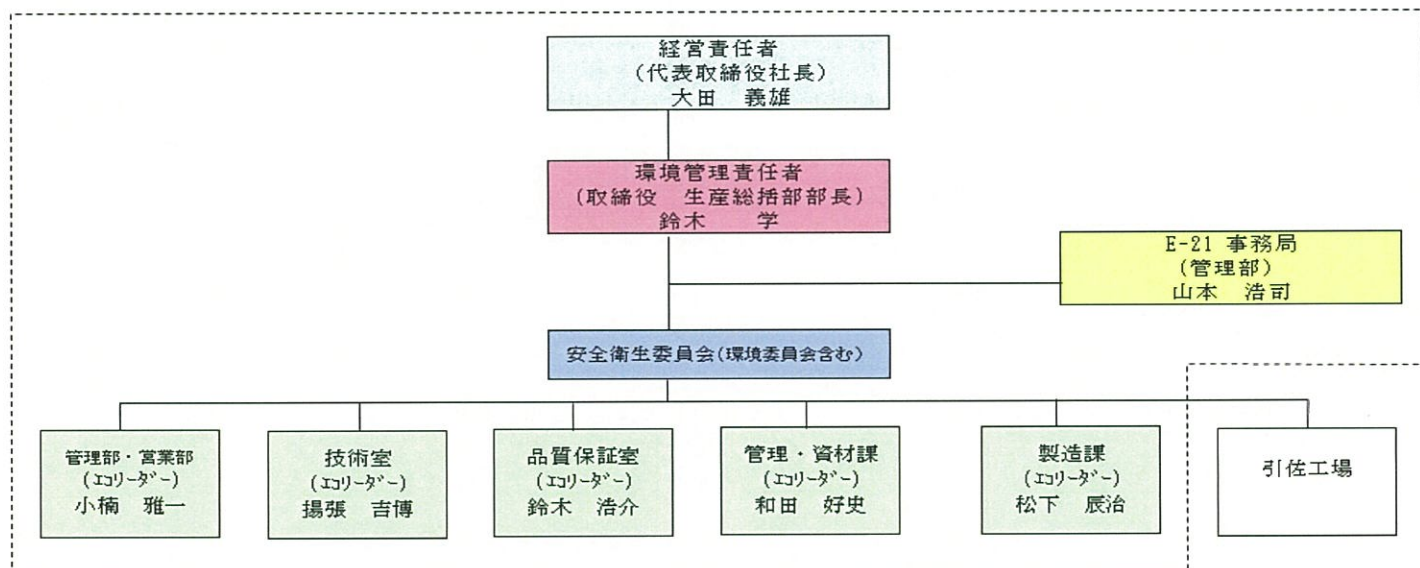
代表取締役社長 大田 義雄

Ⅲ 新日本ホイール工業株式会社 組織図

作成者： 管理部 山本
更新日： 2014年4月1日

新日本ホイール工業株式会社 環境経営システム組織図

対象範囲：一部(引佐工場対象外)



※引佐工場は4年後の更新迄に拡大予定

環境経営システム 役割・責任・権限表

	役割・責任・権限
経営責任者（社長）	①環境経営全般に関する統括責任 ②環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 ③環境管理責任者を任命 ④代表者による全体の評価と見直しを実施 ⑤環境活動レポートの承認
環境管理責任者	①環境経営システムの構築、実施、管理 ②環境関連法規等の取りまとめを承認 ③環境目標・環境活動計画書を確認 ④環境活動の取組結果を代表者へ報告 ⑤環境活動レポートの確認
E-21 事務局	①環境管理責任者の補佐、安全衛生委員会の事務局 ②環境活動の実績集計 ③環境関連法規等最新版管理 ④環境関連の外部コミュニケーションの窓口 ⑤環境活動レポートの作成、公開（2F事務所に備付けと地域事務局への送付）
安全衛生委員会 (環境委員会含む)	①環境活動計画の審議 ②環境活動実績の確認・評価
各部門 部門長 (エコリーダー)	①自部門における環境経営システムの実施 ②自部門における環境方針の周知 ③自部門の従業員に対する教育訓練の実施 ④自部門に該当する環境負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 ⑤自部門に関連する環境活動計画の実施及び達成状況の報告 ⑥特定された項目の手順書作成及び運用管理 ⑦自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成 ⑧試行・訓練を実施、記録の作成 ⑨自部門の問題点の発見、是正、予防処置の実施
全従業員	①環境方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚 ②決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加

Ⅳ 環境目標とその実績

新日本ホイール工業株式会社

- ・目標の設定に当たっては、エコアクション21導入開始の2013年度実績を基準とする
- ・グリーン購入(材料や事務用品)目標については定性目標とする

- ・環境に配慮した製品づくりにおいては定性目標とする
- ・一般廃棄物は過去実績把握できないため運用期間で把握

1. 環境目標(中期)

項目	単位	2013年度 基準年	2014年度	2015年度	2016年度
2013年度 生産数(個) 358,204					
環境に配慮した製品造り		製造においては環境に配慮する			
二酸化炭素排出量 (‘2016年度までに3%削減)	kg-CO2	484,498	479,653	474,808	469,963
	製品1個当たり	1.35	1.34	1.33	1.31
	電力 kWh	915,811	906,653	897,495	888,337
	製品1個当たり	2.56	2.53	2.51	2.48
	ガソリン L	1,519	1,504	1,489	1,474
	軽油 L	2,222	2,200	2,178	2,156
	都市ガス Nm ³	355	351	348	344
廃棄物排出量 (‘2016年度までに3%削減)	産業廃棄物 kg	259.3	256.7	254.1	251.5
	製品1個当たり	0.72	0.72	0.71	0.70
	一般廃棄物 t	—	現状把握	2014年より1%減	2014年より2%減
水使用量 (‘2016年度までに3%削減)	m ³	1,310.0	1,296.9	1,283.8	1,270.7
	製品1個当たり cc	3.66	3.62	3.58	3.55
グリーン購入 (事務用品エコマーク品購入率を上げる)	%	55%	65%	66%	67%

購入電力二酸化炭素排出係数 中部電力(H24年度): 0.518kg-CO₂/kWh

2. 運用期間実績

運用期間2014年1月～3月の実績は以下の通り 評価○・・・目標達成 ×・・・未達成
二酸化炭素排出量・電力・産業廃棄物・水使用量は、総量と製品1個当たりで評価した

項目	単位	2013年 1月～3月 実績	運用期間 目標	2014年 1月～3月 実績	評価
生産数2013年1月～3月 93,654個					
生産数2014年1月～3月 87,737個					
環境に配慮した製品造り			配慮	製法確認	検討中
二酸化炭素排出量	kg-CO2	99,728	98,731	121,800	×
	製品1個当たり	1.06	1.05	1.39	×
	電力 kWh	187,542	185,667	229,753	×
	製品1個当たり	2.00	1.98	2.62	×
	ガソリン L	503	498	404	○
	軽油 L	430	426	591	×
	都市ガス Nm ³	135	134	142	×
廃棄物排出量	産業廃棄物 t	36.7	36.3	64.5	×
	kg	製品1個当たり 0.39	0.39	0.74	×
	一般廃棄物 t	—	現状把握	確認	現状把握
水使用量	m ³	257.0		345.0	×
	cc	製品1個当たり 2.74	2.72	3.93	×
グリーン購入	%	—	配慮	確認	現状把握

<コメント>

エコアクション21運用開始期間(2014年1月～3月)と1年前の同期間と比較すると、ガソリン購入量以外、前年度実績より削減及び目標を達成することができなかった。
産業廃棄物量排出増加の理由は、仕入れ時に発生した木くずの排出量増が一番の原因となっている。
2014年度は、現状は把握していない項目は引き続き計測しつつ、削減できるところを検討していきたい。

V 活動計画と評価及び次年度の取組

新日本ホイール工業株式会社

◇各部門の改善活動計画書より主なものを抜粋(技術室・製造課は、E21対象期間以前からの取組含む)

評価:○実施 △再検討 ×未実施

①グリーン調達・グリーン購入の推進(環境に配慮した物品の推進)

NO.	活動計画の内容	計画	部署	評価	次年度の取組
1	事務用品のグリーン購入把握	2014.1～3	管理部 管理・資材課	○	継続実施

[総評] 事務用品のグリーン購入の把握を行った。今後も継続し、価格・品質等検討しグリーン製品へ切り替えをしていく。

取引先にグリーン調達・環境負荷物質等についてアンケートを今後実施していく。

②環境負荷物質の使用量削減

NO.	活動計画の内容	計画	部署	評価	次年度の取組
1	化学物質購入の監視 ※溶剤等購入時、事前に環境負荷物質の有無を確認	2014.1～3	品質保証室	○	継続実施
2	取引先へ使用禁止物質の使用をしないように周知させる	2014.1～3	管理・資材課	×	実施予定
3	一部の部品を抜粋し、構成を調べ禁止物質の使用がない事を確認する→問題無し	2014.1～3	管理・資材課	○	継続実施

[総評] 都田工場では、対象となる化学物質は使用していない。今後も新規購入品を中心に調査を継続していく。

取引先にグリーン調達・環境負荷物質等についてアンケートを今後実施していく。

③省エネルギーの促進

NO.	活動計画の内容	計画	部署	評価	次年度の取組
1	工数削減 ↓実績 加工G2ライン…工程分割他により6' 23" →3' 51" など	2013.5～7	製造課 技術室	○	継続実施
2	5Sの推進と徹底…役員の5S監査指摘事項改善中 業務内容の効率化…業務進捗確認と対応の徹底	通年	製造課 技術室	○	継続実施
3	生産効率に合わせたレイアウト ↓両工場の稼働率を算出し、案を検討	2013.5～9	製造課 技術室	△	2014年4月実施
4	電気使用量の削減 ・不用時の消灯 ・昼休みの消灯 ・空調温度の適正化…室内の温度計を見て調整する	通年	全部門 全部門 事務所部門	○	継続実施

[総評]2014年4月に工場間レイアウトを実施した。電気使用量等の削減については、ISO14001取得時から継続して実施しているが、エコアクション21取得を機に再度徹底を図る。

④省資源化の促進 ⑤廃棄物の削減

NO.	活動計画の内容	計画	部署	評価	次年度の取組
1	仕損費の削減・品質向上 ↓加工…定期的指導とフォローで削減 前年比73.7%	通年	製造課 技術室	○	継続実施
2	梱包資材費削減 ↓組立…ストレッチフィルム4.6%減他 対策立案し、効果の確認をした	2013.5～10	製造課	○	継続実施
3	部品のリユース ↓研究材料費削減の為実施	通年	技術室	○	継続実施
4	特定機種消耗工具費削減 ↓加工…工具寿命調整 対策前@353→対策後@315	2013.5～7	製造課	○	継続実施
5	一般廃棄物量の計測 ↓2014.1月より実施 今後排出量を少なくする対策検討	2014.1～3	管理部	○	継続実施
6	水使用の節水励行 ↓2013年度よりも使用量増加 水漏れ等ないかチェックする	通年	全部門	△	継続実施
7	廃棄物排出量の削減 ↓2013年度よりも排出量増加	通年	全部門	△	継続実施

[総評]仕損費の削減は、会社経営上だけでなく環境にも良い事であることを従業員へ周知させ、環境活動と連動させるように意識付けを図る。

各部署で活動計画書に沿って電気・ガス・水道・廃棄物量の削減等考えて、実施させる。

VI 環境法規制の取りまとめ その1

新日本ホイール工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日 2014年5月28日

項目	規制基準・規制内容	関連部門・施設・物質・手続等	制定・改廃日付	順守判定
全般	環境基本法第8条 事業者の責務 事業活動を行うにあたって又は事業活動に係る製品その他の物の製造・販売・使用・廃棄の全過程における責務	1. 公害の防止又は事前環境の保全 2. 廃棄物の適正処理への必要な措置 3. 廃棄による環境負荷の軽減と負荷の軽減に資する原材料、役務等の利用 4. 国・地方公共団体の諸施策への協力 全社の事業活動全般	制定 02/06/06	○
騒音	浜松市との公害防止協定書及び細目協定書 ただし、当該境界線が静岡県公害防止条例(昭和46年静岡県条例第3号)に基づく第2種区域と接している場合における当該境界線から30m以内の区域における騒音レベルは、当該各号からそれぞれ5デシベルを減じた値とする	工業専用地域第4種区域(第2種区域と接する) 昼 65(60)デシベル以下 朝・夕 60(55)デシベル以下 夜 55(50)デシベル以下 ()内数字が規制基準となる	製造課 旋盤、ボール盤、高速切断機、研磨機、コンプレッサー、集塵機 制定 01/08/01	○
振動	浜松市との公害防止協定書及び細目協定書 学校、病院等の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該値から5デシベルを減じた値とする	工業専用地域 第2種区域の2 昼 70(65)デシベル以下 夜 65(60)デシベル以下 ()内数字が規制基準となる	製造課 液圧・機械プレス、コンプレッサー 制定 01/08/01	○
悪臭	悪臭防止法に基づく浜松市告示第311号地域の指定等	悪臭原因物の規制基準 臭気指数 10	該当物質なし 制定 02/04/01	○
産業廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出の義務 産業廃棄物を排出する事業者は、事業所ごとに、その年の6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間において交付した産業廃棄物管理票の交付等の状況に関し、報告書を作成し、浜松市長に提出する(初年度平成20年6月30日まで)	産業廃棄物の保管の場所の表示、保管する産業廃棄物の種類、保管場所の管理者氏名、又は名称及び連絡先を縦横60cm以上の看板で掲示する	汚泥・廃油 廃プラスチック・金属くず他 産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A. 管理票の写し・委託契約書は5年間保管 B. 特別管理産業廃棄物は60日、通常の産業廃棄物は90日以内に運搬あるいは処分業者から管理票の写しを入手C. 180日以内に中間処分業者から最終処分終了の管理票の写しを入手 E. B及びCにて入手出来ない場合は30日以内に浜松市長に報告書を提出 改訂 08/01/30	○
	浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例	年間排出量10t以上の事業者は産業廃棄物管理責任者を設置する 年1回以上実地確認を行う(委託先が優良認定事業者は免除)	年間10t以上排出している為、選任対象 制定 12/04/01	○

VI 環境法規制の取りまとめ その2

新日本ホイル工業株式会社 都田工場

チェック者: 管理部 山本

確認日 2014年5月28日

項目	規制基準・規制内容		関連部門・施設・物質・手続等	制定・改廃日付	順守判定
一般粉じん	静岡県生活環境の保全等に関する条例	金属製品又は木製品の製造の用に供する乾式研磨機、原動機の定格出力が3.75キロワット以上であること	プレーキシュー研磨機	制定 01/08/01	○
水質	浜松市下水道条例	下水道法第12条の2第1項に規定する特定事業場からの排水について、届出義務、水質の規制	特定事業場に該当しない	制定 01/08/01	—
危険物	消防法第8条	防火管理者を定め、消防計画の作成、消火、通報及び非難の訓練の実施	都田工場は50人以上につき管理対象	制定 01/08/01	○
	消防法第13条	製造所、貯蔵所又は取扱所においては危険物保安監督者を定める	少量危険物貯蔵所	制定 01/08/01	○
化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)	第一種指定化学物質(462物質)の年間取扱量が1t以上(特定第一種指定化学物質は年間取扱量0.5t以上)排出量・移動量の届出	都田工場は該当しない	改定 09/11/21	—
フロン	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律第19条及び第35条(特定製品廃棄者の引渡し義務)	特定製品を廃棄しようとする者は自ら、または他に委託してフロン回収業者に対し、特定製品に冷媒として充てんされているフロン類を引き渡す	エアコン・冷蔵及び冷凍機器、自動車のフロン類が充填されているエアコン	制定 02/06/06	—
石綿	労働安全衛生法	石綿をその重量の1%を超えて含有する製品の製造、輸入、譲渡、提供、又は使用の禁止(04/10/01より)	クラッチ又はブレーキの石綿を含有する研磨材	制定 04/04/01	○
工場緑化	工場立地法	敷地面積9000㎡以上又は建築面積3000㎡以上で1974/6以降の新築改築工場に適用 緑地面積の割合20%以上	新設の場合は届出要	改訂 08/05/26	—
エネルギー	エネルギー使用合理化法(省エネ法)	エネルギー使用量を原油換算して規制する	原油換算1500kl/年以上は報告要	改訂 09/04/01	—
	地球温暖化対策の推進に関する法律	温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるよう努めるとともに、自治体施策へ協力する	原油換算1500kl/年以上は報告要	制定 14/01/01	—
リサイクル	特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	特定家庭用機器を廃却時は、適正廃棄(料金支払)する	廃棄時	制定 14/01/01	—
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	リサイクル料金を支払い、適正廃棄をする	廃棄時	制定 14/01/01	—
	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	物品購入等に際し、出来る限り、環境物品等を選択	購入時	制定 14/01/01	○

環境法令の遵守違反の有無

当社に關係する環境関連法規については法規制等の逸脱はありません

又、過去3年間にわたって利害關係者からの訴訟もありません

Ⅶ 代表者による全体の評価と見直し

社 長	環境管理責任者	E-21 事務局
 14.5.29	 14.5.29	 14.5.29

作成 2014 年 5 月 29 日

1・見直し 関連情報	項 目		確認 : (必要に応じて評価・コメント記載)
	1	エコアクション21文書	☒ E-21に適合するようにマニュアルを改訂します。
	2	環境目標及び目標達成状況	☒ ガソリン購入量以外は未達
	3	環境活動計画及び取り組み実施状況	☒ 別紙計画書参照。継続して取り組みます。
	4	環境関連法規要求一覧及び遵守状況	☒ 記録に記載いたしました。
	5	外部コミュニケーション・対応記録	☒ 特に問題ありませんでした。
	6	問題点の是正・予防措置の実施状況	☒ 特に問題ありませんでした。
	7	取引先、業界、関係行政機関、その他の外部動向	☒ 特に問題ありませんでした。
	8	その他()	☐

2・代表者による全体評価・見直し指示

2014年1月～3月のエネルギー使用量や産業廃棄物量が2013年1月～3月期間に比べ増加したのは、新規部品の加工・洗浄・組立工程が追加導入されたことが大きいと思われる。
これらエネルギー量・廃棄物量については、今度の同一条件での評価を待ちたい。
環境方針の変更は、必要性ない。
環境活動の推進にあたっては、仕損じを含む不具合の撲滅を重点項目の一つとして取り組むように指示した。

2014年5月29日新日本ホイール工業株式会社
代表取締役 大田 義雄

見直し項目		変更の 必要性	「有」の場合の指示事項等
1	環境方針	有・無	
2	環境目標	有・無	
3	環境活動計画(改善活動計画)	有・無	仕損じを含む不具合の撲滅を重点項目の一つとして取り組むようにする。
4	環境に関する組織	有・無	
5	その他のシステム要素	有・無	
6	その他(外部への対応)	有・無	

VIII 新日本ホイール工業株式会社 取組事例

環境方針

新日本ホイール工業(株)は

事業活動をふまえて地球環境の保全に必要な組織と仕組みを構築し、関係する各種法規制等の遵守はもとより、目的を定めて継続的な改善に努めます。

目的

1. グリーン調達・グリーン購入の推進(追加項目)
2. 環境負荷物質の使用削減
3. 省エネルギーの促進
4. 省資源化の促進
5. 環境負荷物質の使用削減

改定日:平成26年 1月 1日

←年初の朝礼で、
社長より環境方針等の発表
2014.1.6

→年1回緊急異常事態対応訓練を実施(今年度はドラム缶転倒時油流出の対応)訓練
2013.11.29



⇒ 年1回防災訓練を実施
(今年度は地震発生→避難訓練放水訓練+水消火器による消火訓練)
2014.3.24



←年2回安全衛生委員会のメンバーにより手順書等確認のパトロールチェック実施
2014.2.28

→産業廃棄物処理業者へ年1回実地確認
2014.3.18・19



←レイアウトの変更時の騒音測定
2014.5.20

→定期的に「草取りの日」工場内及び近隣道路の草取り・落ち葉拾い・ゴミ拾い等実施
2014.5.23実施



制定	2001/08/01	4・5・1 監視及び測定	2014
改定	2009/07/20		

環境上重要パトロールチェックシート

項目	チェックする内容の主要項目	チェック結果の記載	改善事項
工場内	スロー・ターンの管理・点検・点検・管理手帳	○	
	防音設備の点検・点検・点検・管理手帳	○	
	防音設備の点検・点検・点検・管理手帳	○	
	防音設備の点検・点検・点検・管理手帳	○	
	防音設備の点検・点検・点検・管理手帳	○	
	防音設備の点検・点検・点検・管理手帳	○	
	防音設備の点検・点検・点検・管理手帳	○	
	防音設備の点検・点検・点検・管理手帳	○	
	防音設備の点検・点検・点検・管理手帳	○	
	防音設備の点検・点検・点検・管理手帳	○	
工場外	防音設備の点検・点検・点検・管理手帳	○	

1. チェック結果の記載欄は、該当する項目に○を記入する。
2. チェック結果の記載欄は、該当する項目に○を記入する。
3. チェック結果の記載欄は、該当する項目に○を記入する。
4. チェック結果の記載欄は、該当する項目に○を記入する。
5. チェック結果の記載欄は、該当する項目に○を記入する。

